

第 2 章 生活保護

1. 被保護世帯・被保護者の動向

(1) 生活保護の動向

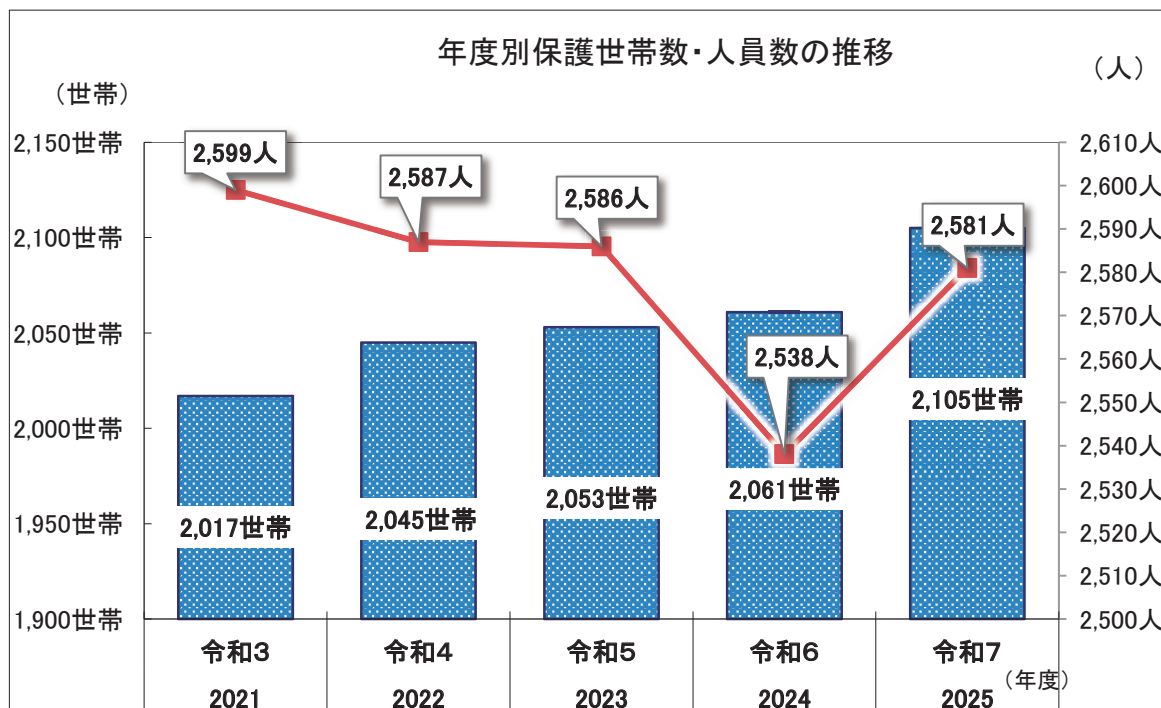
本市における近年の生活保護の動向を保護率の推移で見ると、平成3年度の6.90%を底に、同年のバブル崩壊により増加傾向に転じ年々保護率が増加してきた。令和2年には新型コロナウイルス感染症の蔓延で生活保護申請の増加すると予測されたが、相談件数は増加傾向にあったものの各種給付金、手当等の影響か申請が大幅に増えることはなかった。令和3年以降の保護率は25%から26%弱で推移しており、おおむね横ばいとなっている。世帯類型としては高齢者世帯の比率が最も多く（令和6年度は55.8%）年々増加している。また、世帯類型では8割以上が単身者世帯となっており、その内の6割以上が単身高齢者が占め増加傾向にある。年金や給付金等のみで生計維持が困難であり、扶養義務者からの援助も望めない事例や有料老人ホーム入居者の申請が増加しており、少子高齢化の流れを受けて今後も増加していくことが予想される。

表1 被保護世帯・被保護人員・保護率の推移 (各年度末 単位：人・世帯)

	管内人口		被保護世帯数		被保護者数		保護率 (%)
	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	
令和3年度	99,902	100.5	2,017	99.8	2,599	98.0	26.02
令和4年度	99,757	99.9	2,045	100.5	2,587	99.1	25.93
令和5年度	100,009	100.3	2,053	100.4	2,586	100.0	25.86
令和6年度	100,032	100.0	2,061	100.4	2,538	98.1	25.37
令和7年度	99,691	99.7	2,105	102.1	2,581	101.7	25.89

*保護率とは「被保護人員/管内人口×1,000」で単位はパーミル(‰)という。

*停止世帯及び停止人員も含めて計上しています。



（２）世帯類型別被保護世帯数

令和７年度の被保護世帯を世帯類型別でみると、高齢者世帯1,171世帯（55.6％）、母子世帯66世帯（3.1％）、障害者世帯331世帯（15.7％）、傷病者世帯316世帯（15.0％）、その他世帯221世帯（10.5％）となっています。

「高齢者世帯」は、平成24年度以降一貫して増加傾向にあり、平成30年度に50％を超え、その後も減少傾向が見られません。

表２ 被保護世帯の世帯類型別数（各年度末 単位：世帯）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高齢者世帯	世帯数	1,068	1,095	1,129	1,154	1,171
	割合（％）	53.5	54.3	55.0	56.0	55.6
母子世帯	世帯数	108	91	82	73	66
	割合（％）	5.4	4.5	4.0	3.5	3.1
障害者世帯	世帯数	364	367	348	335	331
	割合（％）	18.2	18.2	17.0	16.3	15.7
傷病者世帯	世帯数	274	270	282	299	316
	割合（％）	13.7	13.4	13.7	14.5	15.0
その他世帯	世帯数	203	222	212	200	221
	割合（％）	10.2	11.0	10.3	9.7	10.5
総 数		1,998	2,017	2,053	2,061	2,105

※停止世帯含む

世帯類型別で単身世帯と２人以上世帯を比較してみると、85.3％を単身者世帯が占めています。そのうちの約61％を単身高齢者世帯が占め、増加傾向にあります。

表３ 被保護世帯の単身世帯、２人以上世帯別の推移（各年度末 単位：世帯）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
単身者世帯	高齢者世帯数	992	1,025	1,062	1,070	1,097
	障害者世帯数	319	321	304	301	300
	傷病者世帯数	252	250	265	282	297
	その他世帯数	93	101	88	92	102
	小 計	1,609	1,631	1,656	1,719	1,796
二人以上世帯	高齢者世帯数	76	70	67	84	74
	母子世帯数	108	91	82	73	66
	障害者世帯数	45	46	44	34	31
	傷病者世帯数	22	20	17	17	19
	その他世帯数	110	121	124	108	119
	小 計	367	361	348	334	309
合 計		1,999	1,998	2,017	2,053	2,105

※停止世帯は除く（令和３年度以降、停止世帯含む）

2. 保護の相談・申請・開始・廃止の動向

(1) 生活保護の相談・申請

令和7年度は631件の相談があり、申請受理371件、保護開始が304件となっています。

表4 保護申請等の推移 相談件数、申請受理件数は、延べ数ではなく世帯主の実人数です)

	面接相談件数	申請受理件数	却下件数	取下げ件数	保護の開始		保護の廃止		保護率 (%)	面接相談件数 前年度比
					世帯数	人員	世帯数	人員		
令和3年度	634	311	31	35	238	294	240	287	26.02	102.25%
令和4年度	684	342	33	17	282	352	245	294	25.93	107.89%
令和5年度	677	347	36	29	299	382	304	374	25.86	98.98%
令和6年度	672	340	36	27	289	349	272	338	25.37	99.26%
令和7年度	631	371	58	9	304	393	253	290	25.89	93.90%

相談内容について、世帯類型別にみると「高齢者世帯」が239件、「傷病者世帯」（世帯主が病気や怪我により働けないなど）90件、「その他世帯」が225件となっています。

働いているが収入が少ない、病気や怪我のため収入が途絶えたなど、傷病のために働くことができないという相談がある一方で、高齢化の進行もあり高齢者世帯の相談も増加傾向にあります。相談内容によって、他法他施策（生活保護法以外の制度や施策）の活用や相談者の資力・能力を活用することで最低生活が維持できる場合には、申請に至らない場合や申請しても却下や取り下げになる場合もあります。

表5 面接相談の推移 (各年度末 単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比
高齢者世帯	223	226	243	261	239	91.57%
母子世帯	23	31	24	36	19	52.78%
障害者世帯	67	75	43	63	58	92.06%
傷病者世帯	140	113	117	129	90	69.77%
その他世帯	181	239	250	183	225	122.95%
合 計	634	684	677	672	631	93.90%

(2) 保護申請取下げ状況及び保護申請却下状況

表6-1 申請取下げの主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
他法活用	6	4	7	6	0
資産・貯金の活用	9	5	6	7	3
稼働能力の活用	3	3	4	5	0
扶養義務者の援助	11	0	5	4	1
生命保険等の活用	0	1	0	0	0
その他	6	4	7	5	5
合計	35	17	29	27	9

その他：車両保有希望、資産活用拒否など

表6-2 申請却下の主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
他法活用	6	3	4	6	8
資産・貯金の不活用	6	17	11	9	11
稼働能力の不活用	1	0	14	15	1
扶養義務者の援助可	0	0	1	1	0
生命保険等の不活用	0	5	2	2	1
その他	18	8	4	3	37
合計	31	33	36	36	58

その他：収入が最低生活費を上回るものが30件、ほか、調査拒否、居住実態無しなど

(3) 生活保護の開始

生活保護の開始理由についてみますと、令和2年度以降は一貫して傷病が最多であり、その他、貯金等の減少がこれに続いております。加齢に伴う傷病とこれに伴う稼働能力の喪失、貯金の減少といった、高齢化に伴う課題が保護の場面でも顕在化しています。

なお、R6年の法改正により、生活保護の居住地特例の対象施設が拡大されました。令和7年度からは、一定の施設は入所前の住所地の生活保護実施機関が引き続き保護を行うこととなりますので、その動向に注視していく必要があります。

表7 保護開始の理由別状況

(各年度末 単位：世帯・人)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
傷病によるもの	世帯主	59	68	87	105	100	129	82	101	88	113	
	世帯員	5	7	0	0	5	12	3	4	3	8	
傷病によらないもの	働いていた者の死別	0	0	0	0	1	2	1	1	1	1	
	働いていた者の離別	10	20	13	24	9	13	7	8	12	23	
	働きによる収入の減少・喪失	定年・失業	0	0	4	4	4	5	9	9	6	9
		老齢による	16	20	11	12	12	14	11	14	19	25
		事業不振・倒産	3	3	3	3	4	6	0	0	4	9
		その他	9	11	8	13	2	5	9	11	8	16
	要介護状態	13	13	9	9	17	17	16	19	14	14	
	社会保険給付金減少・喪失	2	2	3	5	1	2	2	2	5	5	
	仕送りの減少・喪失	13	16	20	24	20	22	22	26	13	15	
	貯金等の減少・喪失	36	42	47	53	54	65	50	61	71	92	
	その他	33	51	35	48	33	44	58	70	32	34	
転入		39	41	42	52	37	46	19	23	28	29	
交通事故（再掲）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		238	294	282	352	299	382	289	349	304	393	

(4) 生活保護の廃止

生活保護の廃止理由についてみると、令和7年度は253世帯の廃止がありました。その主な理由は「死亡」95世帯、「転出」48件となっています。

高齢者世帯が多いことから、死亡による廃止が多くなっています。身寄り等なく親類等からの支援を得られない状況にある保護世帯については、葬祭扶助の申請に繋がる場合もあります。

「その他」による廃止54件には、保護の辞退や資産活用によるもののほか、葬祭扶助のみ受給するケースなどが含まれています。

「働きによる収入の増・取得」、「働き手の転入」、「仕送りの増加」及び「社会保障給付金の増加」による廃止、いわゆる経済的自立で廃止となった世帯は46件で、全体の18.18%となっています。

表8 保護廃止の理由別状況

(単位：世帯・人)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
傷病の治癒	世帯主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	世帯員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡		103	103	99	99	108	108	92	111	95	95
失踪		5	5	3	3	2	2	3	3	0	0
働きによる収入の増・取得		18	27	19	27	26	37	38	47	33	48
働き手の転入		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
仕送りの増加		0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
社会保障給付金の増加		8	14	4	6	12	13	5	6	11	12
親類・縁者等の引き取り		8	12	7	8	8	10	10	12	8	8
施設入所		1	1	2	2	8	12	2	2	1	1
医療費の他法負担		3	3	3	3	4	4	0	0	1	1
その他		33	55	50	66	80	109	81	100	54	64
転出		61	67	57	79	56	79	40	56	48	59
合 計		240	287	245	294	304	374	272	338	253	290

3. 生活保護の扶助別推移

(生活保護法 国負担：3/4、市負担：1/4)

生活保護は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助、就労自立給付金と救護施設等に支払われる施設事務費などからなっています。平成20年4月1日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を生活保護法の規定等により支援給付が実施されることになりました。生活保護費や支援給付費は、国が3/4、市が1/4の負担で賄われています。

本市の生活保護費等は平成29年度以降40億円超で推移しております。

表9 生活保護費等の扶助別比率の推移

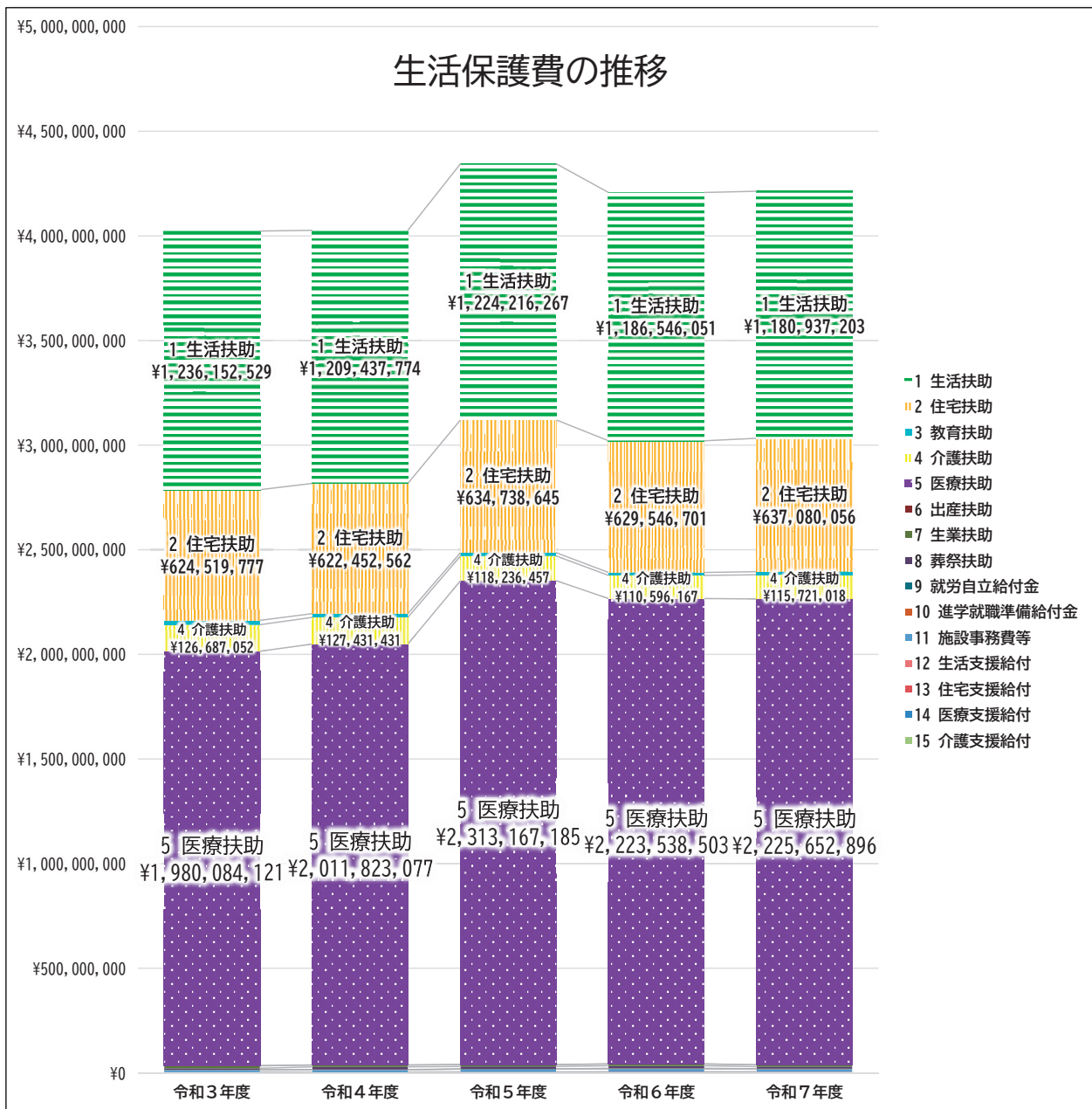
(各年度末 単位：円・％)

		令和3年度	比率	令和4年度	比率	令和5年度	比率	令和6年度	比率	令和7年度	比率
保 護 費	生活	1,236,152,529	30.73	1,209,437,774	30.04	1,224,216,267	28.17	1,186,546,051	28.20	1,180,937,203	28.03
	住宅	624,519,777	15.52	622,452,562	15.46	634,738,645	14.61	629,546,701	14.96	637,080,056	15.12
	教育	20,795,664	0.52	17,408,249	0.43	15,668,282	0.36	13,966,350	0.33	14,900,625	0.35
	介護	126,687,052	3.15	127,431,431	3.17	118,236,457	2.72	110,596,167	2.63	115,721,018	2.75
	医療	1,980,084,121	49.22	2,011,823,077	49.97	2,313,167,185	53.24	2,223,538,503	52.85	2,225,652,896	52.82
	出産	1,267,450	0.03	237,355	0.01	0	0.00	773,280	0.02	929,262	0.02
	生業	11,528,932	0.29	8,876,850	0.22	8,915,704	0.21	8,166,044	0.19	8,517,537	0.20
	葬祭	7,236,933	0.18	12,538,178	0.31	11,210,155	0.26	12,191,783	0.29	9,652,694	0.23
	就労自立給付金	778,361	0.02	607,434	0.02	928,068	0.02	1,448,487	0.03	1,062,351	0.03
	進学準備給付金	1,400,000	0.03	800,000	0.02	1,900,000	0.05	500,000	0.01	900,000	0.02
	計	4,028,772,108	99.67	4,009,850,819	99.67	4,012,712,910	99.67	4,327,580,763	99.60	4,195,353,642	99.57
施設事務費等		10,586,679	0.26	11,019,610	0.27	13,715,828	0.32	14,224,860	0.34	12,969,357	0.31
小計		4,039,393,198	99.93	4,020,437,498	99.94	4,023,732,520	99.94	4,341,296,591	99.91	4,208,322,999	99.88
支 援 給 付 費	生活	1,422,546	0.04	1,378,176	0.03	1,363,520	0.03	1,341,982	28.70	1,191,277	0.03
	住宅	595,000	0.01	456,000	0.01	672,000	0.02	476,000	10.18	476,000	0.01
	医療	472,800	0.01	537,930	0.01	1,754,872	0.04	2,823,122	60.37	3,185,748	0.08
	介護	0	0.00	0	0.00	0	0.00	35,503	0.76	128,369	0.00
	小計	2,724,696	0.07	2,490,346	0.06	2,372,106	0.06	3,790,392	0.09	4,981,394	0.12
合 計		4,042,117,894	100.00	4,022,927,844	100.00	4,026,104,626	100.00	4,345,086,983	100.00	4,213,304,393	100.00

医療扶助費が占める割合は平成29年度以降ほぼ毎年20億円超で推移しております。

本市の医療扶助では、入院費に窮して保護申請に至るなど病状が重症化した段階で保護開始となるケースも多くみられます。

生活保護における医療扶助の適正化は全国的な課題であり、本市では「被保護者への受診勧奨」「電子レセプトを活用して重複受診・重複処方の対象者への指導」「自立支援医療等の申請に係る指導・補助」「社会的入院患者の退院促進」など、医療扶助適正化に係る事業を展開しています。



4. その他

本市の生活保護について、地域別にはどうなっているかを示したのが、次の表10です。各地域の被保護世帯、被保護人員を世帯類型別に示しています。

表10 宜野湾市地域別被保護世帯数・人員・保護率（令和8年3月31日現在）

（単位：世帯・人・‰）

	世帯数	人口	被保護 世帯数	被保護世帯の内訳										被保 護人 員	保護率
				高齢世帯		母子世帯		傷病世帯		障害世帯		その他世帯			
				世	人	世	人	世	人	世	人	世	人		
野嵩 1 区	2668	5812	68	32	34	4	13	10	10	11	13	11	18	88	15.14
野嵩 2 区	423	755	28	20	23	0	0	3	3	3	3	2	3	32	42.38
野嵩 3 区	549	1042	39	27	28	1	5	4	4	1	1	6	13	51	48.94
普天間 1 区	526	930	30	15	16	1	3	6	8	3	4	5	12	43	46.24
普天間 2 区	289	530	36	20	20	1	2	6	6	6	7	3	6	41	77.36
普天間 3 区	983	1848	81	48	50	2	6	17	17	9	11	5	16	100	54.11
新城	1844	3703	82	42	45	3	8	12	13	11	11	14	42	119	32.14
喜友名	1685	3459	27	14	16	1	3	2	2	6	6	4	4	31	8.96
伊佐	2237	4137	88	50	57	5	14	11	11	8	10	14	24	116	28.04
大山	3778	7803	66	33	37	3	8	14	14	7	8	9	19	86	11.02
真志喜	3508	7677	30	8	9	3	10	8	9	5	7	6	13	48	6.25
宇地泊	2187	4562	48	18	20	6	15	12	12	8	8	4	5	60	13.15
大謝名	2895	5620	99	55	62	5	19	14	20	11	18	14	21	140	24.91
嘉数	2514	5263	31	23	26	0	0	1	1	2	2	5	7	36	6.84
真栄原	4634	9802	171	83	89	11	28	29	34	24	32	24	55	238	24.28
我如古	4497	8766	224	116	127	5	14	48	51	37	38	18	40	270	30.80
長田	4904	10117	61	29	30	2	7	10	10	15	17	5	6	70	6.92
宜野湾	3232	6222	254	119	128	3	7	46	46	55	60	31	50	291	46.77
愛知	2852	6288	110	62	71	6	15	14	24	12	14	16	35	159	25.29
中原	2556	5355	56	34	35	4	15	5	5	2	2	11	27	84	15.69
※法第73条			49	23	23	0	0	8	8	18	18	0	0	49	
施設入所			10	1	1	0	0	1	1	2	2	6	6	10	
宅老所			268	259	259	0	0	0	0	9	9	0	0	268	
長期入院			8	3	3	0	0	1	1	4	5	0	0	9	
グループホーム等			141	37	37	0	0	34	34	62	63	8	8	142	
合 計	48,761	99,691	2,105	1,171	1,246	66	192	316	344	331	369	221	430	2,581	25.89

※法第73条とは、居住地がないか、明らかでない被保護者。宅老所とは有料老人ホームを含めた高齢者が入居する住宅。

※保護率の地域ごとの偏りは複雑な要因で生じますため、原因や傾向は一概には判断できません。

例えば、家賃が低廉で住居を確保しやすい地域であれば受給者が多くなる傾向がありますし、その地域の人口が少なけ
受給者数が少数でも統計上の受給率は高く算定されます。

5. 生活保護の課題と展望

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、生活保護の申請は国民の権利です。

本市における令和8年3月末現在の被保護世帯数は2,105世帯2,581人（停止含む）で保護率は25.89%です。

保護開始理由は、「世帯主の傷病によるもの」が最も多く、貯蓄が少なく自力で事態の改善を図ることが困難な状況が窺えます。

また高齢者世帯の場合、年金だけでは生活が出来ず、要介護状態で有料老人ホームやグループホーム入居になり開始となるケースが多いです。

市内には学生向けの低家賃のアパートが点在していることに加え依存症回復施設や更生緊急保護対象の施設があることから、当事者が転入し保護開始となるケースも見られます。

世帯類型別の課題としては、65歳以上の高齢者世帯が55.6%と過半数を占める中、介護を必要とする高齢者の割合はさらに増えることが確実視されています。

母子世帯は3.1%で児童虐待やネグレクト、DV被害相談もあり「母子・要保護児童」への支援の充実が喫緊の課題となっています。

障がい者世帯は15.7%でB型作業所の利用者が多く、傷病世帯は15.0%、その他世帯は10.5%となっており、共働きでも収入が少ない世帯や8050問題、ヤングケアラーの存在など、複合的課題を抱えた世帯が散見され、継続的な支援が求められています。

令和7年度の保護廃止理由として最も多いのは「死亡」によるもので、それに伴い葬祭扶助の適用も増えてきております。

生活保護扶助費については、令和元年度以降、おおむね40億円から43億円で推移しており、その中で医療扶助が約5割を占めていることから、医療扶助適正化の取組みが大変重要となっております。

様々な課題に対応するために、実施体制の強化を図りながら、被保護者への適時適切な支援や関係機関との連携を通じて、生活保護制度が「最後のセーフティネット」としての機能を果たせるよう適正保護の推進に努めていきます。

なお今年度は新たに「最高裁判決による追加給付」業務が加わり、対象となる約4,800世帯に給付金を支給するために取り組んでいるところです。